

令和 7 年

第 1 回市議会定例会 議案第 3 8 号

函館市保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

函館市保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

函館市保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成25
年函館市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項第 6 号および第 2 4 条第 1 項第 6 号中「栄養士」の後
ろに「または管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

救護施設，更生施設，授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関
する基準の一部改正に伴い，救護施設等の職員の配置の基準に関する規
定を整備するため